

令和6年度答申第12号

令和7年 3月17日

松戸市監査委員	関	聡	様
同	三好	徹	様
同	大谷	茂範	様
同	松尾	尚	様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和元年7月25日付け松監第69号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市監査委員は本件処分を取り消し、改めて開示決定等すべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は平成31年3月29日付け公文書開示請求書により、「郵券類（ハガキ・切手）交付申請書、文書発送依頼書、それらに類する公文書一切のうち、平成29年度以降のもの一切。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」（以下「開示請求文書」という。）について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (2) 本件開示請求に対して、平成31年4月12日付け公文書一部開示決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により、本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年7月2日付け審査請求書により、本件審査請求をした。
- (4) 審査請求人は、令和元年8月28日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、監査請求人の住所のうち松戸市よりも詳しいものを除き、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

ボーンインデックスの提出を求める。

(2) 理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。同一の実施機関による従前の処分、本件開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が特定されたもので尽くされているとは、到底、考えられない。処分庁ないし担当課は、従前、情報隠蔽を繰り返してきたことから、本件でも恣意的な特定を行った蓋然性は高く、対象公文書が他に全く存在しないとは到底考えられない。

従前の処分や担当者との別件での遣り取りからしても、処分庁は、対象文書を極めて限定的に解釈しており、条例第3条第1項の規定に鑑みても、条例第7条本文の規定に違反することは明らかである。

監査請求人の住所のうち松戸市までの情報(すなわち千葉県松戸市)は、住民であることが住民監査請求の要件とされていること、要件を満足していることが松戸市役所及び松戸市ホームページにおいて監査結果として公表されていることから、氏名や松戸市よりも詳しい住所を不開示としたうえであれば、条例第7条第2号に該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

4 処分庁の説明要旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 開示文書について

開示した文書が、平成29年度以降のもののものであって、それ以外には存在しない。

イ 非開示部分について

平成29年10月20日付け「郵券類（ハガキ、切手）交付申請書」のあて先の非開示部分には、監査請求人の住所が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当する。

なお、住所のうち市区町村名の部分は、住所全体と不可分のものと判

断している。

ウ その他

裁量的開示については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第7条の規定による裁量的開示を念頭に置いていると思われるが、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 文書の特定について

開示請求の手続きにおいては、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」（条例第6条第1項第2号）を記載し、処分庁は記載内容に基づき文書の特定を行う。開示請求者は、一般的に行政事務に通じていないことが多いことから、公文書を特定するに足りる事項を的確に記載することが困難な場合があるため、処分庁は、条例第1条記載の目的の趣旨に鑑み、請求者の権利を最大限尊重し、文書の特定を行う必要がある。（条例第3条第1項）

本件において開示請求のあった文書は、「郵券類（ハガキ・切手）交付申請書、文書発送依頼書、それらに類する公文書一切のうち、平成29年度以降のもの一切。」であり、処分庁は、監査委員事務局にかかる郵便関係の公文書として、監査委員事務局が総務課に提出した平成29年度及び30年度の郵券類（ハガキ、切手）交付申請書と文書発送依頼票を特定し、開示している。

松戸市（監査委員事務局）における郵便業務は、総務課が所管している。返信用封筒などに切手を貼る場合など、郵券類が必要となる場合は、郵券類交付申請書に必要事項を記載し、総務課に提出することで各課は切手等の交付を受けている。また、一般の郵便物を発送する場合は、各課が文書発送依頼票に郵便の種類・重量・通数等を記載し、当該郵便物とともに総務課に提出することで、総務課が市役所内の郵便物をまとめて発送している。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行ったところ、処分庁は、特定した文書に記載されている以外の郵送事案はなく、また、郵券類交付申請書や文書発送依頼票の控えも取っていないことが確認された。とする

と、開示された本件文書で特定は尽くされているものと認められる。

(2) 非開示部分について

ア 本件非開示部分は、郵便物のあて先であり、送付先の住所が記載されている。あて先が自然人の場合、住所は個人情報であり、非開示情報である。(条例第7条第2号本文)

この点、審査請求人は、本件非開示部分に記載されている住所は、住民監査請求の監査請求人の住所であり、住民監査請求を提起する要件として松戸市民であることが求められていることから、住所のうち市区町村名の部分は公開すべきと主張している。

地方自治法は第242条第1項において、住民監査請求の要件として、普通地方公共団体の住民と規定しており、松戸市に対して住民監査請求をした者は松戸市の住民であることは明らかである。とすると、あて先に記載の住所のうち、市区町村名については条例第7条第2号アに該当し、開示情報になると解する。

イ 処分庁は弁明書において、「住所の内市区町村名の部分は、住所全体と不可分のものと判断」して、市区町村名も含めて非開示としたと主張している。

条例第8条第1項は、「非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

ここで、「容易に区分して除くことができる」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また、時間、経費などから考えても著しい負担を要しないと判断される場合をいう。

住所から松戸市を除くことは困難ではなく、また、著しい負担も要しないことから、容易に区分できるものと解する。また、市区町村名と字名以下を不可分のものとして認識する理由も見当たらない。

ウ したがって、あて先に記載の住所のうち、市区町村名は開示すべきである。

(3) 理由附記の不備について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、本件処分通知書において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

(4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 元年 7月25日	諮問書の受理
令和 6年10月23日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 6年11月28日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年 1月15日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 7年 2月19日	第4回審査会（審議）
令和 7年 3月17日	第5回審査会（審議）